

随意契約（相手方指定）調書

件名	障害福祉サービス資源・情報共有システム構築及び保守・運用管理業務委託	5200100
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	4,475,900円（消費税込み）	

契約相手方	トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 (法人番号：7180001038759)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	障害福祉サービス資源・情報共有システム構築及び保守・運用管理業務委託
指定業者 (案)	名称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1 代表者 事業所長 田中 良典
指定理由	<p>本件は、障がい者支援関係者間の円滑な情報共有のためのシステム構築、及び運用保守について委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、 区では既に、上記事業者が開発した介護高齢分野版の同システムを導入しているため、システムの構築コストを抑制できることに加え、情報収集などの運用管理を上記業者が一括実施することにより、運用コストの縮減が可能である。</p> <p>介護高齢分野版は平成20年度より導入しているが、導入以降トラブルなく安定した運用を行っているため、本件においても確実な履行が期待できる。</p> <p>当システムは区から事業者への通知の他、サービス種別ごとの一斉メール送信機能、厚労省の通知掲載等、多様な機能を有するものであるが、これらを網羅したシステムを同程度の費用で提供可能な事業者は他にない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)